

担保設定を受けることはできたが・・・

～和歌山地裁令和元年5月15日判決にみる危機時期における担保設定による否認リスクについて～

立村達哉
Tatsuya Tachimura

PROFILEはこちら



第1 はじめに

ご存知のとおり、取引先の企業について破産手続が開始した場合は、原則的に弁済を受けることはできません。さらには、弁済や担保の設定が破産手続開始前に行われたものであっても、破産手続開始後に破産管財人に否認されることがあります。

どのような場合に破産管財人から否認されるリスクがあるのかを事前に分析・理解しておくことで、有事の際の適切な判断・対応が可能となります。

本件事案は、具体的にどのような場合に担保設定が否認されるのか、参考となる事例ですので、ご紹介させていただきます。

第2 否認権とは

1 否認権の制度とは

否認権の制度とは、破産者が破産手続開始前の危機時期に行った債権者全体の利益を害する又は債権者間の公平を害する行為の効力を否定して、破産者の財産を原状に復させる制度です。

否認には、大きく分けて、詐害行為否認及び偏頗行為否認という2つの類型があります。本事例で問題となった偏頗行為否認とは、特定の債権者に対する弁済のように、債権者平等に反する行為を偏頗行為否認といいます。

2 偏頗行為否認の対象となる行為とは

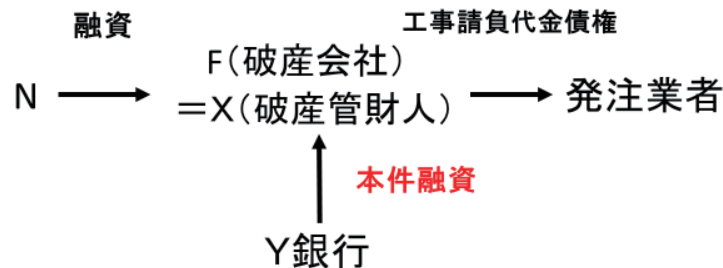
偏頗行為否認の対象となるのは、「支払不能」になった後

又は「破産手続開始申立て後」の「偏頗行為」です(破産法162条1項)。「偏頗行為」とは、弁済等の債務を消滅させる行為のほかに、「担保の供与」すなわち債権者に対して自己の所有物について担保権を設定する行為も含まれます。

3 同時交換的取引の例外

偏頗行為否認の対象となるのは、破産手続開始前の危機時期の時点で「既存の債務」についてなされた、弁済等の債務を消滅させる行為や担保権を設定する行為であり、「新たに負担した債務」についてなされた行為は、偏頗行為否認の対象となりません(破産法162条1項柱書括弧書参照)。これを、同時交換的取引の例外といいます。典型的な例としては、破産者が、破産手続開始前の危機時期に、新たに商品の発注を受けて売掛金を取得し、その担保のために担保権を設定する場合や、かかる売掛金を弁済する場合は挙げられます。否認権は債権者全体の利益を害する行為又は債権者間の公平性を害する効力を否定する制度ですが、債権者が危機時期に自ら支出して破産者の財産を増加させたのであれば、その増加分について弁済を受けたり担保の設定を受けたりしても、その行為は他の債権者の利益を害する行為とはいえないからです。ただし、担保が、新たな取引から生じる売掛金債務のみでなく、既に発生していた売掛金債務をも対象とするものであれば、当該担保設定行為のすべてが否認の対象になる場合があります。

第3 事案の概要



今回ご紹介する判決は、破産会社とそのメインバンクとの間で行った、貸付金債務の弁済及び追加融資の際の譲渡担保権の設定が、破産管財人の否認権行使の対象になるかが判断された事案です。本稿では、特に、同時交換的取引の例外の該当性に関する裁判所の判断に重点を置いて、ご説明します。

1 当事者

Fは、主な取引先銀行をY銀行とし、建設業を営む会社でした。Fは、毎月、Yに対し、当月分および翌月分の日繰表を提出しており、Yは、これにより、Fの資金繰りの状況を把握していました。

2 FとYとの間の融資契約

FとYとの間で行われていた融資取引の中には、Fの受注工事に関連付けて行われるものがあり、その内容は以下のとおりです。

- ・ 工事に関連した貸出は手形貸付の方法で実行され、支払期日は借入申込書の返済日と同一日とする。
- ・ Fが工事代金を受領したときは、手形の支払期日とは無関係に、原則として受領日当日、若しくは、遅くとも数日以内に工事に関連した貸出の弁済に充てる。
- ・ 工事代金の支払のため手形を受領したときは遅滞なくY

から手形割引を受けて現金化する。

- ・ 工事遅延等のため手形の支払期日までに工事代金を受領できないときは、Yに対して入金予定日、返済予定日の変更申込書を提出して支払期日を書き換える。

3 時系列

- ① 平成26年7月18日：Fは、N銀行から3000万円の融資を受けた（なお、弁済期である平成27年3月31日までに返済することができなかった）。
- ② 平成27年6月2日まで：Fは、Yから合計5口（合計2億100万円）の工事に関連した貸出を受けた。
- ③ 平成27年6月上旬頃：FがYに対し日繰表を提出した。同月分の日繰表では、同月30日の支払について約6648万円の資金不足が見込まれていた。
- ④ 平成27年6月30日：Yは、Fに対し、返済期日を同年7月30日と定めて手形貸付の方法で6800万円を貸し付けた。
- ⑤ 平成27年7月9日から同月28日まで：Fは、Yに対し、数日以内に受領した工事代金を原資に、上記②の貸付に対して合計8847万6228円を弁済した。
- ⑥ 平成27年7月中旬頃：Fは、Yに対し同月分の日繰表を提出した。当該日繰表によれば、同月31日の支払について約8370万円の資金不足が見込まれている一方、同表の同

月30日欄には本件融資の弁済金6800万円が計上されていなかった。

⑦ 平成27年7月17日:Fは、Yとの間で、以下の契約を締結した。

- ・ Fが有する債権の質権設定契約。被担保債権欄には、「債権証書日付」が平成27年6月30日、「債権額」が「元本額」6800万円と表示されている。

- ・ Fが取得する工事請負代金債権の譲渡担保設定契約及びF所有の動産の譲渡担保設定契約。なお、契約書には、YがFに対し「現在及び将来有するいっさいの債権」を被担保債権とする根担保であるとの記載あり。

⑧ 平成27年7月24日:Yは、Fに対し、新規工事の受注がなければ融資が難しいことを伝えた。

⑨ 平成27年7月28日:本件各担保契約について、それぞれ登記が経由された。

⑩ 平成27年12月26日:Fは、破産の申立てを行った。

⑪ 平成28年1月18日:Fに対する破産手続開始決定がなされた。

第4 争点

Xは、上記⑤の弁済、上記⑦の各担保設定契約について否認権を行使して原状回復等を求めるための各請求をしたところ、本件では主に、Fが平成27年7月24日時点で「支払不能」であったかという点(以下「争点1」といいます。)及び上記⑦の各担保設定契約は同時交換取引の例外に該当するか(以下「争点2」といいます。)が争点となりました。

第5 裁判所の判断

1 争点1について

裁判所は、まず、(1)Fが、平成27年6月30日に、Yから6800万円の本件融資を受けたことによって、Fは一般的な取引債務の月末支払を行うことができたものの、本件融資についてその支払期限である同年7月30日までに返済原資を調

達する具体的な見通しはなかったこと、(2)Fが同月中旬頃にYに提出した日繰表では、本件融資の返済分を無視しても、同月31日の支払について約8370万円の資金不足が予想されていたこと、(3)Yは、同月24日、Fに対し、本件融資のような特例的な融資は実施しないことを明確に表明したこと、(4)FがY以外の金融機関から融資を受ける見込みは、少なくとも同月時点でなくなっていたことを認定しました。

そのうえで裁判所は、Fは、平成27年7月24日の時点で、同月31日の資金不足による事業停止を回避できないことが確定的となり、その結果、既に遅滞に陥っていたN銀行に対する約3000万円もの借入金債務について、支払能力を回復する見込みも失ったものとし、Fは、同月24日をもって、支払不能に至ったと判断しました。

2 争点2について

(1) 「既存の債務」か「新たな債務」か

平成27年6月30日に本件融資がなされてから、同年7月17日に担保設定契約が締結されるまで期間が空いたことから、担保の供与が「既存の債務」ではなく「新たな債務」についてなされたものなのかが、まず問題となりました。

この点に関し、裁判所は、「既存の債務」について、「対抗要件具備に至る経過等に照らして、被告が一般債権者としての信用リスクを負うことを、一時的にでも受忍したものと評価される場合に限って、既存の債務についてされた担保の供与に当たると評価するのが相当と解される。」との基準を示しました。

そして、裁判所は、担保目的物である不動産及び保険契約については合理的な期間内に対抗要件が具備されていることなどを考慮し、Yが必要な手続を合理的な理由なく遅滞していたとは認めがたく、Yが本件融資について一般債権者としての信用リスクを負うことを、一時的にでも受忍したということとはできず、本件融資に関する部分は既存の債務ではなく新たな債務についてされた担保の供与であると認定しました。

(2) 新たな債務と既存の債務の双方を担保する場合の否認の範囲

担保設定契約において、「現在及び将来有する一切の債権」が被担保債権とされており、本件融資という新たな債務のみでなく既存の債務も担保されていることから、そのような場合に担保設定行為全体が否認されるかが問題となりました。

裁判所は、新たな債務と既存の債務の双方を担保している場合の取扱いに関し、新たな担保設定行為が、新たな債務と既存の債務の双方を担保している場合については、新たな債務に関する担保設定と既存の債務に対する担保設定が一体として区分できない場合には全て否認の対象になるが、区分できる場合には既存の債務に係る部分のみが否認の対象になるとの判断基準を示しました。

そして、裁判所は、本件においては、否認の効果によって、各担保設定契約の被担保債権が本件融資に限定されると解釈すれば、新たな債務に関する担保設定と既存の債務に対する担保設定に区分することは可能であるとして、各担保設定契約については、一部否認が認められるのが相当であると判示しました。

裁判所は、以上を前提にFの請求の当否について検討し、Fの請求は、新たな債務に関するものであるから、否認の対象にはならないとしました。

第6 検討

1 争点1について

「支払不能」については、弁済能力の欠乏は「一般的」でなければならぬとされています。ここでいう一般的とは、総債務の弁済について債務者の資力が不足しているという意味であって、特定の債務についてのみ弁済を行っていても、総債務についての弁済能力が欠ければ、支払不能に当たります。¹

1: 伊藤眞『破産法・民事再生法』(第4版)114頁。

本件では、平成27年3月末以降のN銀行に対する借入金の返済を怠っていたものの、その他の債務についてはなお履行を継続しており、また、Yによる返済期日を1カ月後とする本件融資によって同月末の資金不足はいったんは回避されていました。しかし、F作成の日繰表では同年6月末時点で資金不足が見込まれ、また、同年7月末時点で再度資金不足が見込まれていた中で、同月24日にYから新規融資を拒否されたことをもって、支払不能が認定されました。

着目すべきポイントは、平成27年7月24日にYから新規融資を拒否された時点で支払不能が認定されたことです。すなわち、特定の債務について弁済は継続できている、本件における新規融資の拒否のような事情があれば、総債務についての弁済能力が欠けるとして支払不能が認定されることもありますので、金融機関においては、新規融資を拒否するタイミング等についても注意が必要となる場合もあります。

2 争点2について

本判決は、同時交換的取引の例外について、新たな債務に対する担保設定と既存の債務に対する担保設定とを区別できれば、新たな債務に対する部分に限って同時交換的取引として否認を免れるが、一体として区分できない場合には同時交換的取引とは認められないとの基準を立てたうえで、本件においては、本件融資に関する部分と既存の債務に対する部分とを区別することが可能であると判断しました。

ただし、本判決の理由付けからは、具体的にいかなる場合に、新たな債務に対する担保設定と既存の債務に対する担保設定とを区別することが可能と考えられるのかが明確ではないことから、取引先の危機時期において、新たな債務について弁済又は担保設定を受けるには、契約書等において、どの部分に対する弁済又は担保設定なのかを区別できるようにして行うことが必要と考えられます。

3 まとめ

以上のとおり、本判決は、支払不能の認定時期及び同時交換的取引該当性について、具体的な事実認定に即した検討がなされており、実務的意義を有することから、紹介した次第です。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)